



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年4月17日金曜日 第97号

◇ 目 次 ◇

県税の収納事務の委託.....	(税務課) ...	313
落札者等の告示.....	(原子力安全対策課) ...	314
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	314
愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....	(森林整備課) ...	315
保安林の施業要件を変更する件に係る掲示(2 件)	(") ...	319
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	320
公共測量の終了の通知(3 件)	(") ...	320
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	320
道路の区域変更(一般国道 494 号)	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	321
道路の供用開始(")	(") ...	321
道路の供用開始(県道美川小田線)	(") ...	321
道路の区域変更(県道肱川公園線)	(南予地方局大洲土木事務所) ...	321

公 告

第四次愛媛情報スーパーハイウェイ機器等の借入れ及び保守運用管理業務の委託.....	(情報システム課) ...	322
第四次愛媛情報スーパーハイウェイの基幹回線網に係る回線サービスの調達.....	(") ...	323
愛媛県災害情報システム構築・運用保守業務.....	(防災危機管理課) ...	324
電子黒板の購入.....	(会計課) ...	325
インターネット実習対応パソコンの借入れ.....	(高校教育課) ...	326

正 誤

令和2年3月31日付け第92号目次中.....	(南予地方局地域福祉課) ...	327
-------------------------	--------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第426号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第158条の2 第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
株式会社いよぎんコンピュータサービス	愛媛県松山市高砂町二丁目2番5号	自動車税種別割(普通徴収のものに限る。)に係る徴収金(以下「徴収金」という。)の収納事務の取りまとめ	令和2年4月1日から 令和5年3月31日
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	同上	同上
国分グローブチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	同上
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	同上	同上
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	同上	同上
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	同上	同上
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	同上	同上

株式会社ポブラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	同上	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上
ピリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	スマートフォン等の電子機器による決済サービスにおける徴収金の収納事務	同上
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	同上	同上
LINE Pay株式会社	東京都新宿区新宿四丁目1番6号	同上	同上

○愛媛県告示第427号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
原子力防災ドローンオペレーション強化事業に係る維持管理業務一式	愛媛県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年4月1日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	32,611,106円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第428号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
マルナカ川内店	東温市南方555番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後9時まで	午前7時から午後12時まで	令和2年4月24日	令和2年4月7日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時40分から午後9時20分まで	午前6時40分から午前0時20分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2箇所	4箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第429号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（補助対象事業の種類）</p> <p>第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 特定森林再生事業</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 省略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ウ 重要インフラ施設周辺森林整備</u></p> <p style="padding-left: 2em;">エ 省略</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p style="text-align: center;">（補助対象事業の内容等）</p> <p>第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 特定森林再生事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 森林緊急造成 自然条件等の理由により更新が困難な森林において、事業主体（次条に規定する事業主体をいう。以下この号において同じ。）が協定（市町にあつては森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）と、次条第2号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、施業後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。<u>イ</u> において同じ。）に基づいて行う人工造林等の森林施業</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 省略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ウ 重要インフラ施設周辺森林整備 鉄道、道路、送配電線その他のその機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林について、協定（市町にあつては森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と、次条第4号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者との間で締結する協定であつて、施業後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。）に基づいて実施する人工造林等の森林施業</u></p> <p style="padding-left: 2em;">エ 省略</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p style="text-align: center;">（事業主体）</p> <p>第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 特定森林再生事業の被害森林整備にあつては、次に掲げる者</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 省略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 次に掲げる者であつて、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結したもの（その所有する森林で事業を実施する者を除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア)～(ウ) 省略</p>	<p style="text-align: center;">（補助対象事業の種類）</p> <p>第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 特定森林再生事業</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 省略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 省略</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p style="text-align: center;">（補助対象事業の内容等）</p> <p>第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 特定森林再生事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 森林緊急造成 自然条件等の理由により更新が困難な森林において、事業主体（次条に規定する事業主体をいう。以下この号において同じ。）が協定（市町にあつては森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）と、次条第2号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、施業後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。<u>以下この号</u>において同じ。）に基づいて行う人工造林等の森林施業</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 省略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 省略</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p style="text-align: center;">（事業主体）</p> <p>第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 特定森林再生事業の被害森林整備にあつては、次に掲げる者</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 省略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 次に掲げる者であつて、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結したもの（その所有する森林で事業を実施する者を除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア)～(ウ) 省略</p>

(イ) 森林経営計画策定者（森林経営計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する者に限る。第5号において同じ。）

(オ) 省略

(4) 特定森林再生事業の重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、次に掲げる者（市町にあつてはその所有する森林以外の森林で森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と協定を締結した者、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア 市町

イ 森林組合等

ウ 森林整備法人等

エ 特定非営利活動法人等

オ 民間事業者

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2 省略

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書（様式第6号）によりその旨を届け出なければならない。

(1) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（第2条第2号アからウまでに掲げる施業にあつては、当該施業後おおむね10年を経過するまでの間）に当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（造林補助事業の施行地を譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後における当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用を含む。次号において同じ。）をしようとするとき、造林補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去をしようとするとき（同条第1号及び第2号に掲げる事業にあつては、森林作業道の維持管理のために必要な行為をしようとするときを除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(2) 省略

4～6 省略

別表第2（第3条 _____ 関係）

特定森林再生事業

1 省略

2 被害森林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～7 省略		
8 保育間伐	適正な密度管理を目的として _____ 齢級以下（天然林にあつては、 _____ 齢級以下）の林分又は 伐採しようとする不良木の 胸高直径の平均が18センチメ ートル未満の林分において行	省略

(イ) 森林経営計画策定者（森林経営計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する者に限る。次号 _____ において同じ。）

(オ) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2 省略

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書（様式第6号）によりその旨を届け出なければならない。

(1) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（第2条第2号ア及びイ _____ に掲げる施業にあつては、当該施業後おおむね10年を経過するまでの間）に当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（造林補助事業の施行地を譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後における当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用を含む。次号において同じ。）をしようとするとき、造林補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去をしようとするとき（第2条第1号及び第2号に掲げる事業にあつては、森林作業道の維持管理のために必要な行為をしようとするときを除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(2) 省略

4～6 省略

別表第2（第3条、別表第4関係）

特定森林再生事業

1 省略

2 被害森林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～7 省略		
8 保育間伐	別表第1 8に同じ。	省略

	う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰並びにこれらの搬出集積（被害木の除去、淘汰及び搬出集積を含む。）に要する経費	
9 更新伐	育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として 年齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合にあつては、年齢以上の林分）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの搬出集積（被害木の除去、淘汰、伐倒及び搬出集積を含む。）及び巻枯らしに要する経費	省略
10・11 省略		
備考 省略		

9 更新伐	育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として 年齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合にあつては、年齢以上の林分）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの _____ _____ _____巻枯らしに要する経費	省略
10・11 省略		
備考 省略		

3 重要インフラ施設周辺森林整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4（市町及び森林整備法人等が行うものにあつては、10分の5）
2 樹下植栽等	別表第1 2に同じ。	同上
3 下刈り	別表第1 3に同じ。	同上
4 雪起こし	別表第1 4に同じ。	同上
5 倒木起こし	別表第1 5に同じ。	同上
6 枝打ち	別表第1 6(3)に同じ。	同上
7 除伐	別表第1 7に同じ。	同上
8 保育間伐	2の表 8に同じ。	同上
9 更新伐	2の表 9に同じ。	同上
10 附帯施設	(1) ア 施設等整備	別表第1 11(1)アに同じ。
	イ 施設改良	別表第1 11(1)イに同じ。

設 等 整 備	防 止 施 設 等 整 備		
	(2) 林内作業場 及び林内かん 水施設整備	別表第1 11(2)に同じ。	同上
	(3) 林床保全整 備	別表第1 11(3)に同じ。	同上
	(4) 荒廃竹林整 備	別表第1 11(4)に同じ。	同上
11 森林作業道整備		別表第1 12に同じ。	同上

備考

- 1 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。
- 2 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から9までの施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 4 森林作業道整備は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあっては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

4 省略

別表第4（第3条関係）

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

- (1) 省略
- (2) 耕作放棄地等森林造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～9 省略		
10 更新伐	育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として 齢級以下（長期育成循環施業の一環として実施する場合にあつては、 齢级以上）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰	省略

3 省略

別表第4（第3条関係）

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

- (1) 省略
- (2) 耕作放棄地等森林造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～9 省略		
10 更新伐	別表第2 2の表9に同じ。	省略

	及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの巻枯らしに要する経費	
11・12 省略		
備考 省略		
(3) 省略		

11・12 省略		
備考 省略		
(3) 省略		

○愛媛県告示第430号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年12月農林水産省告示第1534号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬1781 大野郁敏	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1410 大野銀太郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1605 大野品市	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1605 大野甚一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1605 大野武志	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1394 大野トメヨ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1605 大野浪男	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1420 大野元春	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1605 大野森良	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲2252 大野良一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1522 片山為友	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1541 菅利作	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1785 高岡伸一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1465 高岡秀雄	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬1758-1 段王秀夫	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1610 奈良原秋敏	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡久万高原町直瀬甲1610 奈良原勝司	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡川瀬村大字直瀬甲1555 奈良原伸	森林所有者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第431号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和2年1月農林水産省告示第90号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡広見町大字北川2番耕地294番地2 家高忠司	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡広見町大字北川24番戸 家高モリ	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡広見町大字奈良205番戸 井谷喜久馬	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	松山市三番町三丁目2番地16 宇都宮孝	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	大阪府布施市友井429番地友光園22号 宇都宮治喜	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡広見町大字奈良4番耕地662番地9 宇都宮忠	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡広見町大字北川2番耕地214番地 宇都宮又市	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡広見町大字北川2番耕地221番地 大本神社	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	宇和島市和霊元町一丁目1番1号 梶原洋一	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	宇和島市朝日町二丁目6番5号 株式会社山和製材所	森林所有者

北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市栄町港二丁目5番17号 芝 春馬	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	大阪府茨木市大池二丁目26番33号 芝 布治夫	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	神戸市生田区京町72番地 太陽林産株式会社	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡高光村大字光満甲1番地3 田 窪 喜平	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市光満甲1番地3 田 窪 徳夫	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	香川県高松市大田下町2328番地1 武 田 正太	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市朝日町445番地 土 居 多一郎	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市朝日町540番地 土 居 恒明	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	東京都千代田区大手町一丁目5番地6 農林漁業金融公庫	抵当権者・根抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市和霊町東通り1886番地 宮 本 兼太郎	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	東京都目黒区碑文谷五丁目8番12-105号 宮 脇 仁志	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡広見町大字奈良4番耕地705番地 山 本 定	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	広島県広島市何洋中町6番26号 山 本 陽一	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市明倫町2番29号 渡 辺 功	森林所有者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第432号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

○愛媛県告示第436号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-27)第16657号	平成27年4月5日	(株)輝城	栗田 雅則	松山市北斎院町480-1	令和2年3月4日	土木工事業	建設業の廃止(一部)

令和2年4月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和2年4月3日から10月16日まで
- 3 作業地域 愛媛県宇和島市津島町下畑地地内

○愛媛県告示第433号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(デジタル空中写真撮影、写真地図作成)
- 2 作業期間 令和元年7月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 大洲市都市計画区域

○愛媛県告示第434号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松前町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(令和元年度松前町土地評価システム更新業務)
- 2 作業期間 令和元年7月29日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 松前町全域

○愛媛県告示第435号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国技術事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(デジタル撮影、航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和元年11月25日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、松山市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊予市、大洲市、西予市、宇和島市、愛南町

(般-27)第16669号	平成27年 4月15日	(有)山内設備	山内 謙二	松山市久保田町313-4	令和2年 3月11日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-28)第10360号	平成28年 11月30日	溝脇建築	溝脇 良和	東温市田窪910-2	令和2年 3月25日	大土工事業	建設業の廃止
(般-1)第17339号	令和元年 6月26日	ナイスホーム四国(株)	多田 慎一	松山市枝松1-9-34	令和2年 3月30日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第437号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1453番地先から 同町笠方1426番地先まで	旧	メートル 4.9~5.7	キロメートル 0.066	
			新	4.9~24.7	0.151	

○愛媛県告示第438号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1453番地先から 同町笠方1426番地先まで	令和2年4月17日

○愛媛県告示第439号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川4031番2から 同町大川4043番3まで	令和2年4月17日

○愛媛県告示第440号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂281番1から 同町山鳥坂282番まで	旧	メートル 5.8~7.2	キロメートル 0.136	
			新	5.8~11.0	0.136	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

第四次愛媛情報スーパーハイウェイ機器等の借入れ及び保守運用管理業務の委託

(2) 借入物品名、委託業務名及び数量

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入物品及び委託業務の内容等

仕様書による。

(4) 借入期間及び委託期間

令和2年12月1日から令和8年11月30日まで

(5) 借入場所及び委託業務の履行場所

仕様書による。

(6) 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。

イ 入札金額は、1月当たりの代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) ISO27001の認証を取得している者であること。

(3) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 借入物品に係る保守及び運用管理の体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 4(3)アに掲げる日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局情報システム課行政情報グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2286

(2) 入札書の受領期間

ア 電子入札による場合は、令和2年5月27日（水）から同月29日（金）午前9時59分までに提出すること。

イ 紙入札による場合は、令和2年5月27日（水）から同月29日（金）午前9時59分までに(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

(3) 郵送等による入札書の取扱い

郵送等により入札書を提出する場合は、令和2年5月27日（水）から同月29日（金）午前9時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(5) 開札の日時及び場所

令和2年5月29日（金）午前10時

愛媛県庁本館1階 企画振興部政策企画局情報システム課システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

(ア) 電子入札による場合は、令和2年5月14日（木）午後5時までに提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、令和2年5月14日（木）午後5時までに3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、令和2年5月14日（木）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入し、かつ、委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: The Quaternary Ehime Information Super Highway (Network System), 1 set

Nature and quantity of the service to be rendered: Operation management and maintenance service for Ehime Information Super Highway (Network System), 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 29 May 2020

(3) For further information, please contact: Administrative Computerization Group, Information System Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2286

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

第四次愛媛情報スーパーハイウェイの基幹回線網に係る回線サービスの調達

(2) 調達役務名及び数量

第四次愛媛情報スーパーハイウェイの基幹回線網に係る回線サービス 一式

(3) 調達役務の内容等

仕様書による。

(4) 調達開始日

令和2年12月1日

(5) 調達場所

仕様書による。

(6) 入札方法

ア この入札は、紙入札により行う。

イ 入札金額は、調達役務に係る導入の一時費用の額及び費用の月額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

(3) 調達開始日までに適切かつ確実に回線サービスが提供できる

体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 障害への対応、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 4(3)アに掲げる日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局情報システム課行政情報グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2286

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和2年5月29日（金）午後2時59分までに(1)に掲げる場所に郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

(3) 郵送等による入札書の取扱い

郵送等により入札書を提出する場合は、令和2年5月29日（金）午後2時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(5) 開札の日時及び場所

令和2年5月29日（金）午後3時

愛媛県庁本館1階 企画振興部政策企画局情報システム課システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

令和2年5月14日（木）午後5時までに3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、令和2年5月14日（木）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要（営業所における掲示、インターネットの利用その他の方法により公表している契約約款により契約を締結する場合を除

く。)

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を調達できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the line service to be rendered:
Supply of backbone network for The Quaternary Ehime Information Super Highway (Network System), 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:59 p.m., 29 May 2020
- (3) For further information, please contact: Administrative Computerization Group, Information System Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2286

○公告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中村時広

1 業務概要

- (1) 業務名
愛媛県災害情報システム構築・運用保守業務
- (2) 業務内容
愛媛県災害情報システム構築・運用保守業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書(以下「説明書」という。)による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 参加資格及び評価項目

- (1) 技術提案書の提出者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの
ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (2) 技術提案書を特定するための評価項目
ア 提案者の実績
1で示した業務と同種又は類似の業務の実績及び提案パッケージの当該業務と同種又は類似の業務への導入の実績
イ システムの基本方針
システムの構築に係る基本方針の妥当性、システムの特徴及び現状の業務運用への理解
ウ システムの機能要件
システムの情報収集・共有機能、初動業務機能、避難情報

機能、被害情報機能、物資機能、地図機能、情報配信機能、システム連携機能等の具体性及び実現性

エ システムの非機能要件

システムの構成、利用環境、性能、信頼性及び拡張性並びにセキュリティの妥当性

オ システムの開発実施方法

プロジェクトの管理、開発手法、開発スケジュール等の妥当性

カ システムの運用保守

システムの運用保守の内容、拠点及び方法の妥当性

キ パッケージの拡張性等

システムの構築及び運用における費用低減に向けた方策の具体性

ク システムの構築費用及び運用保守費用

システムの初期構築コスト及び運用保守コストの経済性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課防災情報係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2318

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和2年4月17日(金)から同月30日(木)までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和2年4月30日(木)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和2年5月27日(水)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
愛媛県民環境部防災局防災危機管理課防災情報係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2318

- (4) その他
詳細は、説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Construction, operation and maintenance of disaster information system of Ehime Prefecture, 1 set
- (2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 30 April 2020
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 27 May 2020
- (3) For further inquiries relating to the proposal, please contact: Disaster Prevention Information Section, Disaster Prevention and Crisis Management Division, Disaster Prevention Subdepartment, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2318

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
電子黒板の購入
- (2) 購入物品名及び数量
電子黒板 280セット
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。

- (4) 納入期限
令和2年10月30日(金)

- (5) 納入場所
愛媛県立小松高等学校ほか19校

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2～4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限

令和2年5月28日(木)午前9時から同月29日(金)午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和2年5月29日(金)午前10時

愛媛県庁第二別館5階 入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限: 令和2年5月21日(木)午後5時

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約の成立

この公告の物品購入に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとする。

- (7) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

- (8) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

ア 入札書の提出方法

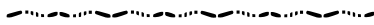
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Interactive Projector , 280
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 29 May 2020
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156



○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年4月17日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
インターネット実習対応パソコンの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
インターネット実習対応パソコン一式（サーバー28台、パーソナルコンピュータ869台、プリンタ113台、プロジェクタ28台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
仕様書による。
- (4) 借入期間
令和2年9月1日から令和8年8月31日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について令和2年度、令和3年度及び令和4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている事業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

定に該当しない者であること。

- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) ISO27001認証取得者かつ借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 2951
 - (2) 入札書の受領期限
令和2年5月28日（木）から6月3日（水）午前9時59分までの受付期間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、令和2年6月2日（火）午後5時15分までに必着のこと。
 - (3) 入札説明書の交付方法
令和2年4月17日（金）から5月14日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）に(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 入札書の提出方法
郵送又は持参
 - (5) 開札の日時及び場所
令和2年6月3日（水）午前10時
愛媛県公営企業管理局大会議室（愛媛県庁第二別館2階）
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：令和2年5月18日（月）午後5時15分
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 契約保証金
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit , for the prefectural school computer rooms (Local Area Network) , 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m . , 3 June 2020
(tenders submitted by mail: 5:15 p.m . , 2 June 2020)

(3) For further information , please contact: Facilities Administration Section , High School Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Board of Education , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2951

正 誤

○正 誤

令和2年3月31日付け第92号目次中

ページ	箇所	誤	正
236	目次欄 上から26行目	指定居宅サービス事業 の廃止	介護医療院の開設許可
236	目次欄 上から27行目	指定介護予防サービス 事業の廃止	指定居宅サービス事業 の廃止
236	目次欄 上から28行目	介護医療院の開設許可	指定介護予防サービス 事業の廃止